

子ども・子育て支援はなぜ遅れたか

昭和から平成へと変わるところから、私の関心事は高齢者介護や児童に向くようになった。いずれの分野も、ニーズの高まりにもかかわらず、行政が予算の範囲内で支援の必要度に応じて給付・サービスを提供する、いわゆる福祉行政による制約が強かった。そういう選別的な支援の制約を解き、年金や医療と同レベルの普遍的な支援に向けて転換ができないかという問題意識があった。その後の政策展開はどうであったか。

高齢者介護については、1989年のゴールドプランを皮切りにサービスの基盤整備が進むなかで、細川内閣時代には介護システムの検討が始まり、1997年の介護保険法の制定、2000年の施行に結実した。そして、その後の改正を経て今ではすっかり定着し、地域包括ケアの支柱としての役割を担っている。

子ども・子育て支援が政策の表舞台に登場するのは、1.57ショックといわれた1990年以降である。1994年のエンゼルプランに始まり、待機児童ゼロ作戦、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て応援プランなど矢継ぎ早に施策が打ち出され、2012年には社会保障・税一体改革関連法として子ども・子育て支援法が制定（2015年施行）された。さらに、2019年には、全世代型社会保障への転換を図る総合的な少子化対策の一環として、消費税10%への引上げの用途変更と事業主負担の子ども・子育て拠出金を財源として、幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法の改正が行われるなど、支援の拡充が進められた。しかしそれでもなお、子ども・子育て支援の充実が声高に叫ばれるのはなぜか。高齢者介護と比較してみよう。

第1点は、子ども・子育てに関わる問題を人々が幅広く共有できないこと。高齢期の介護問題が誰にも相当な確率で発生するリスクであるのに対して、子ども・子育てについては、未婚の人、子どもを持たない人、すでに産み終えた人もいるなかで、高齢者介護ほどには広がりをもたない。

第2点は、女性の意識の隔たり。既婚、未婚、共働き、専業主婦、子の有無などによって、隔たりが大きい。介護保険を推進した市民運動の主役が女性で、家族属性を超えたものであったのと比べ顕著な違いである。

第3点は、根強い家庭責任論。子どもは親・家族にとってかけがえのない存在であると同時に、次代の担い手であり「社会の子」としての性格を強めているのだが、そのような認識が国民一般の間ではまだまだ弱い。

第4点は、企業の理解不足。長時間労働、育児休業を取りにくい職場環境など、仕事と育児の両立支援に向けた取組みの遅れがある。加えて、家庭内でも子育ての負担が妻に偏っているという問題も指摘される。

第5点は、財政制約の高まり。国の財政状況は介護保険制度発足した当時と比べても遥かに悪化しており、独自財源を持たず、一般会計に大きく依存する子ども・子育て支援の施策は、その制約をものろに受けている。差し迫った課題として、6月には「こども未来戦略方針」が策定されたのだが、消費増税を封印し、財源確保を目的とした増税は行わず、歳出改革等で捻出するという制約の下で、財源確保の目途が立たない。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

